

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

25年
3月号

あなたも **30秒** で情報通! **活用法いろいろ** コミュニケーションパー



災害報道に、よく耳にする用語 貴方はその意味を知っていますか？

1. 大雨警報

気象庁が大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表するもので、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」または「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表されます。

対策

大雨警報が発表されたら、以下の点に注意しましょう。

- ・ 河川や崖の近くには近づかない
- ・ 避難指示が出た場合は速やかに避難
- ・ 最新の気象情報を確認
- ・ ハザードマップで危険な場所を確認

2. 洪水警報

気象庁が河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。

対策

大雨警報が発表されたら、以下の点に注意しましょう。

- ・ 河川や用水路に近づかない
- ・ 高台や避難所へ移動
- ・ ハザードマップを確認し、安全な経路で避難
- ・ 車での避難は避け、徒歩で高い場所へ

3. 大雨特別警報

気象台が台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表するもので、浸水害と土砂災害の2つの指標があります。



直ちに「命を守る行動」を！

- ・避難指示が出ていなくても自主的に避難
- ・近くの頑丈な建物や高台へ移動
- ・河川・用水路・低い土地には絶対に近づかない
- ・夜間の場合は早めに避難を完了します

避難が難しい場合

- ・家の2階以上へ移動
- ・窓の少ない部屋で待機
- ・ヘルメットや防災グッズを準備

4. 線状降水帯

線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況のことです。



線状降水帯が発生したら

危険レベルが急激に上昇するため、早めの避難が重要！

- ・気象庁の「線状降水帯発生情報」をチェック
- ・自治体の避難指示が出る前に、安全な場所へ移動
- ・夜間は特に危険なので、暗くなる前に避難を完了します
- ・河川・用水路・低い土地には絶対に近づかない
- ・避難が難しい場合は、建物の2階以上に移動し、安全確保
- ・「まだ大丈夫」と思わず、早めの行動を心がけましょう！

5. はん濫危険水位

洪水、内水氾濫により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位で、市町村長の避難情報の発令判断の目安となる水位です。



はん濫危険水位を超えたら

- ・すぐに安全な場所へ避難！
- ・自治体の避難情報(避難指示など)を確認
- ・早めに避難所や高台へ移動
- ・夜間や大雨の中の避難が危険な場合は、家の2階以上へ
- ・車の避難は避け、徒歩で移動(冠水した道路は深さが分からず危険なので)

6. アンダーパス

鉄道線路やほかの幹線道路等との立体交差部で、鉄道線路等の下をくぐり抜けるように整備されている箇所のことです。



大雨・洪水時のアンダーパスの危険性

- ・大雨が降ると水がたまりやすく、浸水・冠水のリスクが非常に高いです！
- ・地面より低い位置にあるため、水が自然に流れ込みます
- ・排水設備が追いつかないと、短時間で水没します
- ・ゲリラ豪雨や線状降水帯が発生すると数分で冠水することも
- ・車が冠水し、水没する事故が発生することがあります
- ・ドライバーが「これくらいなら渡れる」と判断し、取り残されるケースが多発
- ・最悪の場合、水圧でドアが開かず、車内で溺れる事故も…

アンダーパスでの安全対策

- ・大雨・洪水時は絶対に通らない！
- ・「冠水注意」の標識や警報が出たら、すぐに迂回します
- ・水が少しでも溜まっている場合は進入しない(深さが分からないため)
- ・もし水没したら、すぐに車を捨てて脱出！（電動ウィンドウが動かなくなることもあります）

7. ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。



ハザードマップを活用するポイント

- ・自宅・職場の災害リスクを確認(洪水・土砂災害・津波など)
- ・避難場所と避難ルートを事前にチェック
- ・家族で避難計画を話し合う(避難時の連絡手段を決めます)
- ・避難タイミングを考えておく(警戒レベル3で避難を検討)
- ・「知っているだけ」ではなく、実際に行動できるよう準備を！
- ・いざという時のために、今すぐハザードマップを確認します！

8. 指定緊急避難場所

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所のことです。市町村により、災害種別に応じた指定されます。



指定緊急避難場所の探し方

- ・自治体の防災マップ(ハザードマップ)
- ・役所のホームページや防災アプリ
- ・国土交通省「ハザードマップポータルサイト」
- ・自宅・職場・学校の近くの「指定緊急避難場所」を事前にチェックしておきましょう！

9. 指定避難所

災害対策基本法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所のことです。市町村によって指定されます。



●指定避難所の主な施設

- ・学校の体育館
- ・公民館・市民センター
- ・福祉施設(高齢者・障がい者向け)
- ・寺院や教会(地域による)

※避難所ごとに受け入れ対象が異なる場合があるので、事前に自治体の情報を確認！

●指定避難所の設備

- ・水・食料・毛布・簡易ベッドなどの支援物資
- ・仮設トイレ・発電機・携帯充電スペース
- ・医療・救護所の設置(災害の規模による)
- ・ペット避難スペース(場所による)

●指定避難所の確認方法

- ・自治体のハザードマップ・防災マップ
- ・市区町村のホームページ・防災アプリ
- ・役所や防災センターで事前に確認

●避難時のポイント

- ・避難所に行く前に必ず自治体の情報をチェック！
- ・「自宅は安全か?」「避難所は開設されているか?」を確認
- ・混雑状況に応じて、他の避難所の選択肢も考えます
- ・貴重品・身分証・常備薬・食料(アレルギー対応食など)は持参
- ・災害時に慌てないために、今すぐ「最寄りの指定避難所」を確認しておきましょう！

10. 避難行動要支援者

高齢者、障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、円滑・迅速な避難のために特に支援を要する者のことです。



避難行動要支援者の避難方法

- ・避難情報の警戒レベル3(高齢者等避難)で避難を開始するのが理想。
- ・家族や近隣住民と「避難支援計画」を話し合う
- ・自治体の名簿に登録し、サポート体制を確認します
- ・必要な支援(車いす・介助・医療ケアなど)を事前に準備します
- ・最寄りの避難所や福祉避難所の設備を確認します

11. 避難指示

災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令される情報のことで、市町村長から避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要があります。



避難指示が発令されたら

- ・すぐに避難を開始します
- ・家族や近隣の人と協力して、避難指示に従い、指定された避難場所へ速やかに移動します。
- ・自分と家族の安全を確保
- ・避難経路や避難場所の確認を事前しておくことが重要です。
- ・事前の準備が鍵
- ・避難所に必要な物(食料、水、薬、貴重品など)を持参しましょう。

12. 大雨警戒レベル 1~5

災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」とを関連付けるもののことです。



警戒レベルの目安

- レベル1…大雨に備えて情報を確認し、注意します
- レベル2…警戒を強め、降雨の状況に注意を払います
- レベル3…避難準備を始め、避難所の確認を行います
- レベル4…避難指示に従い、速やかに避難を開始します
- レベル5…直ちに避難を行い、命を守るための行動を取ります

13. 緊急安全確保(警戒レベル5に相当)

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある場合に、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することです。



緊急安全確保(警戒レベル5)は、最も高い警戒が必要な状況です。

- ・即座に行動を起こし、避難が困難な場合は自宅内で最も安全な場所を確保することが求められます。
- ・家族や周囲と連携し、常に最新の情報を把握しながら、安全を最優先に考え行動することが命を守るために重要です。
- ・「警戒レベル5」が発令されたら、命を守るために一刻も早く行動を起こしましょう！